

報告事項 1

令和5年度 事業計画書

一般社団法人東京都計量協会

1. 方針

昨年はコロナ禍への対応やロシアによるウクライナ侵攻の脅威などにより大変な困難に直面した1年であった。そうしたなかにあって、一般社団法人東京都計量協会の責務である地域社会の公正、安全の確保に係る計量管理システムの構築と持続的維持管理の重要性は変わることはない。会員の事業の安定的な発展を目指すとともに、地域社会の計量の安全確保を確実なものとするため地道な活動を継続していくことが重要である。

このような認識のもと計量法関連では令和4年度に、自動はかりの検定開始時期が見直されている。「自動捕捉式はかり」は新たに使用するものは令和6年4月1日から、既に使用されているものは令和9年4月1日から、また「ホッパースケール」「充填用自動はかり」「コンベアスケール」で新たに使用するものは令和10年4月1日から、既に使用しているものは令和13年4月1日に延期されることとなった。

当協会は会員相互の意思の疎通や情報交換、計量管理に関わる講習会の開催、調査研究等の活動を実施している。また、計量思想の普及啓発を図るために東京都計量検定所をはじめとする関係機関・団体と共に、小学生を対象とした「出前計量教室」の実施、11月1日の計量記念日における「都民計量のひろば」等々を開催してきている。

さらに東京都から指定定期検査機関として年間5万台前後の質量計の定期検査を実施、タクシーメーター検査補助業務、質量計の代検査業務等を展開してきているが、令和5年度も引き続きこれら検査事業を実施する。

コロナ感染症については5類への移行が決定されたものの、終息のメドはたっていない。こうした中、産業・経済はDX、SDGsの進展などにより新たな市場の創出が期待される一方で、米中関係、ロシア・ウクライナ問題など不安定要素も多く、依然として先行き不透明な状況にある。こうした環境下ではあるが、会員の事業への積極的な参加等を通じ充実した協会活動を展開し、新たな取り組みにも果敢に挑戦し「都民の計量の安心・安全」の確保に邁進していくこととする。

2. 事業

2-1. 計量思想普及、啓発事業の実施

- (1) 機関誌の発行、ホームページの充実等を通じて、都民及び計量関係者に幅広い計量情報を提供するとともに、研修会の開催などを通じた教育活動を実施する。

- (2) 東京都計量検定所、東京計量士会等と共同で実施している「出前計量教室」を積極的に開催し、小学校における計量関係の学習を支援する。
- (3) 東京都計量検定所、お茶の水女子大学附属小学校等と共同し、小学生を対象に「重さ」についての授業（仮称：ジュニア計量学校）を実施するための学習プログラムを作成し、東京都教育委員会等に提案、実施に向けた活動を行う。

2-2. 計量記念日事業の実施

- (1) 11月1日の計量記念日に東京都生活文化スポーツ局等と共に「都民計量のひろば」を開催し、都民への広範な計量思想の普及啓発を図る。
- (2) 11月の計量強調月間に「計量記念日のつどい」を開催して記念日の意義高揚を図る。

2-3. 指定定期検査機関等の業務の実施

- (1) 東京都指定定期検査機関として、都内の2tonを超える大型ばかり、250kg～2ton以内の中型ばかり、検査台数の3分の2を占める小型ばかりの定期検査業務を実施し適正計量の確保に資する。
- (2) 東京都指定証明検査機関として計量証明検査を行い、適正計量の確保に資する。
- (3) 中核市に指定されている八王子市の指定定期検査機関として、同市内のはかりの定期検査業務を実施し適正計量を推進する。
- (4) 分銅についてJIS B 7609（分銅）に基づく適正な管理を徹底し、清浄な状態に保つ取扱い、保管方法に定められた手順に従い管理を実施するとともに、年2回の確認、検査等を行う。また、管理状況を写真で記録するなどして、使用状況を含む経年変化を観察し、台帳とともに管理する。
- (5) 指定定期検査等に係る関係法令及び引用JISに基づき業務を実施するとともに、検査技術の向上を図るため、役職員を対象とした技術基準に係る教育訓練を年2回以上実施する。

2-4. 適正計量推進事業の実施

- (1) 計量器ユーザーの依頼による計量器の検査、量目管理、保守点検、コンサルティング等を事業とし、適正計量の確保を図る。
- (2) 東京都計量関係手数料等徴収事務を受託し、実施する。
- (3) 東京都が実施するタクシーメーター装置検査業務について、港南検査場・深川検査場の検査補助業務を受託し、検査業務の円滑化に資する。
- (4) 計量器ユーザーへの情報提供、交流を図るとともに、消費者に対する計量教育の充実を図る。

2-5. 計量士（計量技術者）の育成・確保への取り組み

はかりの検査等を円滑に実施し、適正計量を通じ地域社会の安心・安全確保を確実なものとするため、計量士（計量技術者）の育成、確保に取り組む。

2-6. 計量に関する研修、見学会の開催

- (1) 計量器コンサルタント研修会、計量情報講習会等を開催して知識の向上に努める。
- (2) 適正計量管理事業所等の見学会を開催し、知識の向上、視野の拡大に資する。

2-7. 計量に関する諸問題の調査、研究

- (1) 新時代対応型の検査、自主管理体制のあり方を研究し、次代の適正計量の維持、システムの構築に資する。
- (2) 部会活動等を通じて計量業界の実情を把握し、都区内計量事業者の発展に資する。

2-8. 関東甲信越計量団体連絡協議会（関プロ）への協力

同協議会の活動に積極的に参加するとともに、協議会会长、代表者会議の議長、事務局業務を引き続き継続し、活動を支援する。

2-9. 関係官公庁及び関係団体との協調、協力及び交流

東京都計量検定所、経済産業省、国立研究開発法人 産業技術総合研究所をはじめとする関係官庁及び団体と連携を密にし、協調、協力して「計量の安全」の前進を図る。

2-10. 表彰及び表彰候補者の推薦

東京都計量協会会长表彰、叙勲・褒章、経済産業大臣表彰、東京都功労者表彰、関東甲信越計量団体連絡協議会会长表彰等の基準適合者を関係機関に推薦し、会員事業者の振興に資する。

3. 上記事項のほか、本協会の目的を達成するために必要な事業及び業務を行う。